

議案第 51 号

橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約について、別紙のとおり定めたいので、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本周辺広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約

橋本周辺広域市町村圏組合規約（平成 11 年規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号及び別表第 5 号の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。